

食品安全委員会の運営について（平成25年7月～9月）

1. 食品安全委員会の開催

7月：第480回～第483回

(1) 食品健康影響評価の要請案件

動物用医薬品 (1品目)	<ul style="list-style-type: none"> メロキシカムを有効成分とする牛の注射剤(メタカム2%注射液)の再審査
遺伝子組換え食品等 (2品目)	<ul style="list-style-type: none"> 除草剤グリホサート耐性ワタGHB614系統、除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタT304-40系統並びに除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタGHB119系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種 チョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ(DP-004114-3)

(2) 食品健康影響評価の結果通知案件

添加物 (3品目)	<ul style="list-style-type: none"> アドバンテーム <u>ADIを5.0mg/kg 体重/日と設定。</u> ひまわりレシチン ポリビニルピロリドン <u>添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、ADIを特定する必要はない。</u>
農薬及び添加物 (1品目)	<ul style="list-style-type: none"> アズキシストロビン <u>ADIを0.18mg/kg 体重/日と設定。</u>
農薬 (7品目)	<ul style="list-style-type: none"> グルホシネート <u>ADIを0.0091mg/kg 体重/日と設定。</u> クロルフェナピル <u>ADIを0.026mg/kg 体重/日と設定。</u> シアゾファミド <u>ADIを0.17mg/kg 体重/日と設定。</u> ビフェントリン <u>ADIを0.01mg/kg 体重/日と設定。</u> メトコナゾール <u>ADIを0.02mg/kg 体重/日と設定。</u> アセトクロール <u>ADIを0.011mg/kg 体重/日と設定。</u>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘプタクロル <u>TDIを0.00012mg/kg 体重/日と設定。</u>
農薬及び動物用医薬品 (1品目)	<ul style="list-style-type: none"> ・フェンバレレート <u>ADIを0.017mg/kg 体重/日と設定。</u>
動物用医薬品 (4品目)	<ul style="list-style-type: none"> ・フルニキシシメグルミンを有効成分とする馬の経口投与剤 (バナミンペースト) ・メロキシカムを有効成分とする牛の注射剤 (メタカム2%注射液) の再審査 ・イリドウイルス病・ぶりビブリオ病・α溶血性レンサ球菌症・類結節症混合 (多糖アジュバント加) 不活化ワクチン (“京都微研, マリナ-4) <u>本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。</u> ・アプラマイシン <u>ADIを0.030mg/kg 体重/日と設定。</u>
動物用医薬品及び飼料添加物 (1品目)	<ul style="list-style-type: none"> ・フラボフォスフォリポール <u>ADIを0.048mg/kg 体重/日と設定。</u>
化学物質・汚染物質 (1案件)	<ul style="list-style-type: none"> ・水道により供給される水の水質基準の設定 (亜硝酸態窒素) <u>硝酸性窒素のADIを1.5mg/kg 体重/日と設定。</u> <u>亜硝酸性窒素のADIを15μg/kg 体重/日と設定。</u>
プリオン (1案件)	<ul style="list-style-type: none"> ・牛の部位を原料とする肉かす等の肥料利用について <u>農林水産省から提示された管理措置が採られることを前提とする限りにおいて、牛肉骨粉肥料等は、現行の牛の部位を原料とする肉骨粉等を含まない肥料と比べ、人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられることから、本事項は食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。</u>
かび毒・自然毒等 (1品目)	<ul style="list-style-type: none"> ・乳中のアフラトキシンM₁及び飼料中のアフラトキシンB₁ <u>現状においては、飼料中のアフラトキシンB₁の乳及びその他の畜産物を介するヒトへの健康影響の可能性は極めて低いものと考えられる。</u> <u>しかし、それら畜産物中に含まれる可能性のあるアフラトキシンM₁及びその他一部代謝物が遺伝毒性発がん物質であることを勘</u>

	<p>案すると、飼料中のアフラトキシンB₁及び乳中のアフラトキシンM₁の汚染は、合理的に達成可能な範囲で出来る限り低いレベルに抑えるべきである。</p>
<p>遺伝子組換え食品等 (4品目)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタT304-40系統 (飼料) <u>「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断。</u> ・ 除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシMON87427系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統並びに除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種 (既に安全性評価が終了した1品種は除く。) ・ 除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシMON87427系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ1507系統、除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON88017系統並びにコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ<i>B. t. Cry34/35 Ab1 Event DAS-59122-7</i>系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種 (既に安全性評価が終了した11品種は除く。) ・ チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性ワタ281系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性ワタ3006系統、チョウ目害虫抵抗性ワタCOT102系統並びに除草剤グリホサート耐性ワタMON88913系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種 (既に安全性評価が終了した2品種は除く。) <p><u>「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」に基づき、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断。</u></p>

(3) その他

- ・ 平成24年度食品安全委員会運営状況報告書について決定
- ・ 食品安全関係情報 (6月1日～6月14日収集分・6月15日～6月28日収集分・6月29日～7月12日収集分)
- ・ 食の安全ダイヤルに寄せられた質問等 (平成25年6月分)

8月：第484回～第486回

(1) 食品健康影響評価の要請案件

添加物（1品目）	・ビオチン
農薬（のべ21品目）	（食品中の農薬の残留基準）イマザピック、カスガマイシン、ジメトモルフ、スピネトラム、スルホキサフロル、フルジオキサニル、フルフェナセット、フロニカミド、DBEDC、アシュラム、イマザピル、ノニルフェノールスルホン酸銅、フルアジホップ、イマザモックスアンモニウム塩、ヒメキサゾール、フェンメディファム、メトリブジン及びリニューロン （飼料中の農薬の残留基準）イマザピル、イマザピック並びにデルタメトリン及びトラロメトリン
農薬及び動物用医薬品（4品目）	・オキサリニック酸 ・ジノテフラン ・デルタメトリン及びトラロメトリン ・ジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシン
農薬、動物用医薬品及び飼料添加物（1品目）	・オキシテトラサイクリン
動物用医薬品（5品目）	・ブロナポールを有効成分とするカレイ目魚類稚魚の薬浴用消毒剤 ・豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン（“京都微研”、ピッグウィンPRRS2） ・牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス（7型）感染症・ヒストフィルス・ソムニ感染症混合ワクチン（“京都微研”、キャトルウィン-5Hs） ・ジクラズリル ・アルベンダゾール
動物用医薬品及び飼料添加物（2品目）	・アビラマイシン ・ナラシン
飼料添加物（1品目）	・ジブチルヒドロキシトルエン
遺伝子組換え食品等（1品目）	・p-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズSYHT0H2系統
特定保健用食品（1品目）	・レア スウィート

(2) 食品健康影響評価の結果通知案件

添加物（1品目）	<ul style="list-style-type: none">・グルタミルバリルグリシン <u>添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、ADIを特定する必要はない。</u>
農薬（9品目）	<ul style="list-style-type: none">・フェンピロキシメート <u>ADIを0.0097 mg/kg 体重/日と設定。</u>・プロチオコナゾール <u>ADIを0.011 mg/kg 体重/日と設定。</u>・マンジプロパミド <u>ADIを0.05 mg/kg 体重/日と設定。</u>・ミルベメクチン <u>ADIを0.03 mg/kg 体重/日と設定。</u>・アルドリン及びディルドリン <u>アルドリンのTDIを0.000025 mg/kg 体重/日、ディルドリンのTDIを0.00005 mg/kg 体重/日と設定。</u>・エトフェンプロックス <u>ADIを0.031 mg/kg 体重/日と設定。</u>・ルフエヌロン <u>ADIを0.014 mg/kg 体重/日と設定。</u>・シアントラニリプロール <u>ADIを0.0096 mg/kg 体重/日と設定。</u>・ピリミジフェン <u>ADIを0.0015 mg/kg 体重/日と設定。</u>
特定農薬（3品目）	<ul style="list-style-type: none">・エチレン・焼酎・電解次亜塩素酸水 <u>農薬として想定しうる使用方法に基づき通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられる。</u>
動物用医薬品（4品目）	<ul style="list-style-type: none">・プロペタンホス <u>ADIを0.0005 mg/kg 体重/日と設定。</u>・豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン（“京都微研”、ピッグウインP R R S 2）

	<ul style="list-style-type: none"> ・牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス（7型）感染症・ヒストフィルス・ソムニ感染症混合ワクチン（“京都微研,キヤトルウィン-5Hs） 本製剤が適切に使用される限りにおいては、<u>食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられ、これらの製剤の製造販売承認及び残留基準の設定に係る食品健康影響評価については、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当する。</u> ・エトキサゾールを有効成分とする鶏舎のワクモ駆除剤(ゴッシュ) 本製剤が適切に使用される限りにおいては、<u>食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。</u>
動物用医薬品及び飼料添加物（3品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・モランテル <u>ADIを0.012 mg/kg 体重/日と設定。</u> ・アビラマイシン ・ナラシン <u>「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の1の（1）「新たな科学的知見の存在が確認されないとき」に当たるものとして、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当する。</u>
遺伝子組換え食品等（1品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・除草剤ジカンバ耐性ダイズMON87708系統 <u>「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断。</u>
対象外物質（1品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・アザジラクチン <u>食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるとは考えられない。</u>

（3）その他

- ・食品安全関係情報（7月13日～7月26日収集分・7月27日～8月9日収集分）
- ・食の安全ダイヤルに寄せられた質問等（平成25年7月分）

9月：第487回～第489回

(1) 食品健康影響評価の要請案件

かび毒・自然毒等 (1品目)	・二枚貝中の下痢性貝毒に係る規格の設定について
-------------------	-------------------------

(2) 食品健康影響評価の結果通知案件

農薬 (3品目)	<ul style="list-style-type: none"> ・アセフェート <u>ADIを0.0024 mg/kg 体重/日と設定。</u> ・アルジカルブ <u>ADIを0.00025 mg/kg 体重/日と設定。</u> ・フェンチオン <u>ADIを0.0023 mg/kg 体重/日と設定。</u>
農薬及び動物用医薬品 (2品目)	<ul style="list-style-type: none"> ・フェノブカルブ <u>ADIを0.013 mg/kg 体重/日と設定。</u> ・フルバリネート <u>ADIを0.005 mg/kg 体重/日と設定。</u>
動物用医薬品 (1品目)	<ul style="list-style-type: none"> ・ピルビン酸メチル及びピルビン酸メチルを有効成分とするフグ目魚類の外部寄生虫駆除剤 (マリンディップ) <u>本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。</u>
遺伝子組換え食品等 (8品目)	<ul style="list-style-type: none"> ・除草剤ジカンバ耐性ダイズMON87708系統 ・除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネMON88302系統 (飼料) <u>「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品 (種子植物) の安全性評価基準」に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物の安全上の問題はないものと判断。</u> ・低飽和脂肪酸・高オレイン酸及び除草剤グリホサート耐性ダイズMON87705系統並びに除草剤グリホサート耐性ダイズMON89788系統を掛け合わせた品種 ・除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネMON88302系統 (食品) <u>「遺伝子組換え食品 (種子植物) の安全性評価基準」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断。</u>

	<ul style="list-style-type: none"> • LEU-No. 3株を利用して生産されたL-ロイシン • TRP-No. 1株を利用して生産されたL-トリプトファン <u>「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に基づき、安全性が確認されたと判断。</u> • LYS-No. 2F株を利用して生産された塩酸L-リジン <u>「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に準じて評価した結果、当該飼料添加物を摂取した家畜に由来する畜産物の安全上の問題はないものと判断。</u> • <i>Aspergillus niger</i> ASP-72株を利用して生産されたアスパラギナーゼ <u>「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」に規定する「組換えDNA技術によって最終的に宿主に導入された DNAが当該微生物と分類学上の同一の種に属する微生物のDNAのみである場合」に該当する微生物を利用して製造されたものであることから、本基準の対象ではなく、安全性評価は必要ないと判断。</u>
<p>薬剤耐性菌（4品目）</p>	<ul style="list-style-type: none"> • アンプロリウム • エトパベート • クエン酸モランテル • ナイカルバジン <p><u>代表的な腸内細菌等に抗菌活性を示さないこと及び飼料添加物又は動物用医薬品として家畜等に給与又は投与されても家畜等において薬剤耐性菌を選択したという知見がないことから、本物質が薬剤耐性菌を選択する可能性はないと考えられ、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。</u></p>

(3) その他

- 平成25年度食品健康影響評価技術研究の追加採択課題を決定
- 食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の優先実施課題（平成26年度）を決定
- 平成24年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果を報告
- 食品安全関係情報（8月10日～8月30日収集分）
- 食の安全ダイヤルに寄せられた質問等（平成25年8月分）

2. 専門調査会の運営

(1) 添加物専門調査会

第120回 7月30日(火)

- ・アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム、酸性リン酸アルミニウムナトリウム及び β -apo-8'-カロテナールについて調査審議。

第121回 8月20日(火)

- ・ β -apo-8'-カロテナール、アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム、酸性リン酸アルミニウムナトリウム及びカンタキサンチンについて調査審議。

第122回 9月24日(火)

- ・*Aspergillus niger* ASP-72株を用いて生産されたアスパラギナーゼ、ビオチン及びカンタキサンチンについて調査審議。

(2) 農薬専門調査会

①幹事会

第95回 7月25日(木)

- ・キノクラミン、フィプロニル、フェニトロチオン、フルアジナム、エトフェンプロックス及びルフェヌロンについて調査審議。

第96回 8月21日(水)

- ・エトキシキン、エトキシスルフロン、フェノキサスルホン、フルオルイミド及びプロシミドンについて調査審議。

第97回 9月11日(水)

- ・テフルベンズロン、トリフルミゾール、フルアジナム、ピリミカーブ、アセフェート、アルジカルブ、フェンチオン及びフルバリネートについて調査審議。

②第一部会

第28回 7月19日(金)

- ・フェノキサスルホンについて調査審議。

第29回 8月9日(金)

- ・ベンジルアデニンについて調査審議。

第30回 9月3日(火)

- ・エトベンザニドについて調査審議。

③第二部会

第26回 7月31日(水)

- ・エトキシスルフロン及びトリフルミゾールについて調査審議。

第27回 8月23日(金)

- ・トリフルミゾール及びアミノエトキシビニルグリシンについて調査審議。

第28回 9月13日(金)

- ・アミノエトキシビニルグリシンについて調査審議。

④第三部会

第27回 7月18日(木)

- ・イソウロンについて調査審議。

第28回 8月27日(火)

- ・フルアジナム及びピフルブミドについて調査審議。

第29回 9月27日(金)

- ・キャプタンについて調査審議。

⑤第四部会

第28回 7月10日(水)

- ・2, 4-Dについて調査審議。

第29回 8月7日(水)

- ・カルバリルについて調査審議。

第30回 9月17日(火)

- ・プロピザミドについて調査審議。

(3) 動物用医薬品専門調査会

第155回 8月1日(木)

- ・ベダプロフェン及びクロサンテルについて調査審議。

第156回 9月4日(水)

- ・フィプロニル及びフェニトロチオンについて調査審議。

第157回 9月4日(水)

- ・ブロンポールを有効成分とする孵化を目的としたニシン目魚類の魚卵用消毒剤及びカレイ目魚類稚魚の薬浴消毒剤(パイセス)について調査審議。

(4) 器具・容器包装専門調査会

第23回 7月11日(木)

- ・フタル酸ジブチル (DBP) について調査審議。

第24回 9月19日(木)

- ・フタル酸ジブチル (DBP) について調査審議。

(5) 化学物質・汚染物質専門調査会

①幹事会

第11回 8月30日(金)

- ・ヒ素について調査審議。

②汚染物質部会

第10回 7月30日(火)

- ・ヒ素について調査審議。

第11回 8月30日(金)

- ・ヒ素について調査審議。

(6) 微生物・ウイルス専門調査会

第43回 7月23日(火) 薬剤耐性菌に関するワーキンググループ

※第74回肥料・飼料等専門調査会と合同で開催

- ・鶏に使用するフルオロキノロン系抗菌性物質製剤に係る薬剤耐性菌について調査審議。

第44回 8月28日(水) 薬剤耐性菌に関するワーキンググループ

※第75回肥料・飼料等専門調査会と合同で開催

- ・抗菌活性を示さない成分の薬剤耐性菌について調査審議。

(7) プリオン専門調査会

第81回 7月16日(火)

- ・アイルランド及びポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について調査審議。

第82回 9月2日(月)

- ・アイルランド及びポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓並びにブラジルから輸入される牛肉及び牛の内臓について調査審議。

(8) かび毒・自然毒等専門調査会

第26回 8月2日(金)

- ・オクラトキシシンAについて調査審議。

第27回 9月5日(木)

- ・オクラトキシシンAについて調査審議。

第28回 9月25日(木)

- ・オクラトキシシンAについて調査審議。

(9) 遺伝子組換え食品等専門調査会

第116回 7月4日(木)

- ・TRP-No.1株を利用して生産されたL-トリプトファン、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性ワタ281系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性ワタ3006系統、チョウ目害虫抵抗性ワタCOT102系統並びに除草剤グリホサート耐性ワタMON88913系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種(既に安全性評価が終了した2品種は除く。)並びにMDT06-228株を利用して生産されたエキソマルトテトラオヒドロラーゼについて調査審議。

第117回 8月1日(木)

- ・除草剤グリホサート耐性ワタGHB614系統、除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタT304-40系統並びに除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタGHB119系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種、チョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ(DP-004114-3)(食品・飼料)について調査審議。

第118回 9月6日(金)

- ・*Bacillus subtilis* DTS1451(pHYT2G)株を利用して生産されたシクロデキストリングルカノトランスフェラーゼ、p-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズSYHT0H2系統(食品・飼料)について調査審議。

(10) 新開発食品専門調査会

第89回 8月22日(木)

- ・サラシア100について調査審議。

第90回 9月13日(金)

- ・レアスウィートについて調査審議。

(11) 肥料・飼料等専門調査会

第73回 7月17日(水)

- ・エトキシキンについて調査審議。

第74回 7月23日(火) 薬剤耐性菌に関するワーキンググループ

※第43回微生物・ウイルス専門調査会と合同で開催

- ・鶏に使用するフルオロキノロン系抗菌性物質製剤に係る薬剤耐性菌について調査審議。

第75回 8月28日(水) 薬剤耐性菌に関するワーキンググループ

※第44回微生物・ウイルス専門調査会と合同で開催

- ・抗菌活性を示さない成分の薬剤耐性菌について調査審議。

第76回 9月10日(火)

- ・ノルフロキサシン並びにノルフロキサシンを有効成分とする鶏の経口投与剤（インフェック10%液）及び豚の経口投与剤（インフェック2%散）について調査審議

3. 意見交換会等の開催

【国際共同シンポジウム】

7月3日（水）＜東京：三田共用会議所＞

①講演 食品健康影響評価に係る研究の最新動向

「暴露マージン（MOE）を用いたリスク評価方法」

講演者：ジョセフ・シュラッター博士（EFSA）

「腸管出血性大腸菌を含む食品由来病原菌の評価及び管理」

講演者：渡邊 治雄 所長（国立感染症研究所）

②講演 食品健康影響評価の国際的動向

「食品安全のためのリスク評価のこれまでとこれから

ー食品安全委員会の経験を踏まえて」

講演者：熊谷 進 委員長（食品安全委員会）

「国際的なリスク評価共同体の設立に向けて：ヨーロッパの視点」

講演者：ペール・バーグマン局長（EFSA）

「オーストラリアとニュージーランドの視点」

講演者：スティーブ・マッカチョン長官（FSANZ）

③シンポジウム「食品健康影響評価の今後」

パネリスト：スティーブ・マッカチョン長官（FSANZ）

ペール・バーグマン局長（EFSA）

釘田 博文代表（OIEアジア太平洋地域代表事務所）

食品安全委員会委員

【食品を科学するーリスクアナリシス（分析）講座ー】

第1回（7月24日（水））「食べ物の基礎知識～食品の安全と消費者の信頼をつなぐもの～」

第2回（8月28日（水））「農薬を考えよう～野菜や果物をおいしく食べるため～」

第3回（9月25日（水））「食べたものはどこに行く？」

【意見交換会等】

8月1日（木）＜京都府＞

食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質対策に関する説明会～

・消費者庁、厚生労働省、農林水産省及び京都府との共催により開催。

8月2日（金）＜大分県＞

食品安全委員会in大分県 地域の指導者を対象としたフォーラム

～腸管出血性大腸菌による食中毒を学ぼう～

・大分県との共催により開催。

8月8日（木）＜食安委大会議室＞

ジュニア食品安全委員会

- ・食品の安全はだれがまもるの？（スライドによるクイズと解説）
- ・だれかに何かを伝えてみよう（レポートの書き方 解説）
- ・食の安全について聞いてみよう・話してみよう（委員との意見交換）

8月27日（火）＜佐賀県＞

食品安全委員会 in 佐賀県 食品に関するリスクコミュニケーション

～地域の指導者を対象としたフォーラム（食中毒の予防）～

- ・佐賀県との共催により開催。

9月10日（火）＜沖縄県＞

食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質対策に関する説明会～

- ・消費者庁、厚生労働省、農林水産省及び沖縄県との共催により開催。

9月20日（金）＜東京都＞

食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質対策に関する説明会～

- ・消費者庁、厚生労働省及び農林水産省との共催により開催。